

地方自治 判例情報

要旨：松田 勇貴

地方自治法第251条の5に基づく違法な国の関与（是正の指示）の取消請求事件

最高裁判所第一小法廷 令和5年9月4日判決 令和5年（行ヒ）第143号
民集77巻6号1219頁、判例タイムズ1515号25頁
原審（第一審） 福岡高等裁判所那覇支部 令和5年3月16日判決
令和4年（行ケ）第3号
上告棄却
自治体敗訴

（要旨）

防衛省の地方支分部局の一つである沖縄防衛局は、平成25年3月22日、沖縄県名護市辺野古沿岸域に飛行場を設置するための公有水面の埋立ての承認を求めて沖縄県知事に対して願書を提出し、その承認を受けた。さらに沖縄防衛局は、令和2年4月21日付けで、追加の地盤改良工事等を行うため、埋立地の用途及び設計の概要に係

る変更の承認の申請を行ったが、沖縄県知事は、公有水面埋立法が規定する要件に適合しないことを理由に、変更を承認しない旨の処分をした。同処分を不服として沖縄防衛局が行った審査請求（地方自治法第255条の2第1項第1号）に対し、審査庁国土交通大臣は、同処分は裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものであって違法であると述べて、同処分を取り消す旨の裁決をした。

しかし沖縄県知事は、この裁決の後も変更の承認をしなかったもので、国土交通大臣は、変更の承認をしないことは知事の裁量権の逸脱・濫用に当たり、「都道府県の法定受託事務の処理が法令の規定に違反している」（地方自治法第245条の7第1項）などとして、是正の指示を行った。沖縄県知事は、国地方係争処理委員会（同法第250条の7第1項）に審査の申出（同法第250条の13第1項）をしたが、同委員会は、是正の指示は違法・不当ではない旨の判断を行った。そこで沖縄県知事は、是正の指示は違法な国の関与であ

ると主張して、同法第251条の5第1項第1号に基づき、是正の指示の取消しを求める本件訴えを提起した。

原審（第一審）は沖縄県知事の請求を棄却した。沖縄県知事は上告受理の申立てを行い、最高裁は受理したが、以下のとおり判示した上で、原審の判断を結論においては認し、上告を棄却した。

行政不服審査法第52条第1項は、審査請求において審査庁がした裁決は関係行政庁を拘束する旨を、同条第2項は、申請を棄却した処分が裁決で取り消された場合には、処分庁は、裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならぬ旨を規定する。その趣旨は、処分庁を含む関係行政庁に裁決の趣旨に従った行動を義務付けることにより、速やかに裁決の内容を実現し、もって、審査請求人の権利利益の簡易迅速かつ実効的な救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することにあるものと解される。

そうすると、法定受託事務に係る申請を棄却した都道府県知事の

判 決

処分について、これを取り消す裁決がされた場合、都道府県知事は、上記裁決の趣旨に従って、改めて上記申請に対する処分をすべき義務を負うというべきである。

〔主 文〕

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

〔理 由〕

上告代理人加藤裕、同仲西孝浩、同宮國英男の上告受理申立て理由（ただし、排除されたものを除く。）について

1 沖縄防衛局は、普天間飛行場の代替施設を沖縄県名護市辺野古沿岸域に設置するための公有水面の埋立てに関し、公有水面埋立法42条3項において準用する同法13条ノ2第1項に基づき、埋立地の用途及び設計の概要に係る変更の承認の申請（以下「本件変更申請」という。）をしたところ、上

【関連法規】

行政不服審査法第52

条第1項、第2項

地方自治法第245

条の7第1項

告人は変更を承認しない旨の処分（以下「本件変更不承認」という。）をした。被上告人は、沖縄防衛局の審査請求を受けて、本件変更不承認を取り消す裁決（以下「本件裁決」という。）をし、その後、

地方自治法245条の7第1項に基づき、沖縄県に対し、本件変更申請に係る変更の承認（以下「本件変更承認」という。）をするよう是正の指示（以下「本件指示」という。）をした。

本件は、上告人が、本件指示は違法な国の関与に当たると主張して、同法251条の5第1項1号に基づき、被上告人を相手に、本件指示の取消しを求める事案である。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

（1）沖縄防衛局は、普天間飛行場の代替施設を設置するため、平成25年3月22日、沖縄県知事に対し、沖縄県名護市辺野古に所在する辺野古崎地区に隣接する水域の公有水面の埋立ての承認を求めて願書を提出し、同年12月27日、その承認を受けた。

（2）沖縄防衛局は、上記承認の後、に判明した事情を踏まえ、地盤改良工事を追加して行うなどするため、令和2年4月21日付けで、上告人に対し、本件変更申請をし

た。上告人は、令和3年11月25日付けで、公有水面埋立法42条3項において準用する同法13条ノ2第1項並びに同法42条3項において準用する同法13条ノ2第1項並びに同法42条3項において準用する同法13条ノ2第2項において準用する同法4条1項1号及び2号の各規定（以下「本件各規定」という。）の要件に適合しないなどとして、本件変更不承認をした。なお、本件変更申請に係る沖縄県の事務は法定受託事務である（同法51条1号、地方自治法2条9項1号）。

（3）沖縄防衛局は、本件変更不承認を不服として、令和3年12月7日付けで、地方自治法255条の2第1項1号に基づき、公有水面埋立法を所管する大臣である被上告人に対し、審査請求をした。被上告人は、本件変更不承認に係る上告人の判断は裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものであって、本件各規定に反し違法であるなどとして、令和4年4月8日付けで、本件変更不承認を取り消す旨の本件裁決をした。

（4）上告人は本件裁決後も本件変更承認をしなかったところ、

被告人は、これが原告人の裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものであり、「都道府県の法定受託事務の処理が法令の規定に違反している」(地方自治法245条の7第1項)と認められるなどとして、令和4年4月28日付けで、沖縄県に対し、本件変更承認をするよう本件指示をした。

(5) 原告人は、本件指示を不服として、令和4年5月30日付けで、国地方係争処理委員会に対し、地方自治法250条の13第1項に基づく審査の申出をしたが、同年8月19日付けで、本件指示は違法でないとする旨の審査の結果の通知を受けた。原告人は、これを不服として、同月24日、同法251条の5第1項1号に基づき、本件訴えを提起した。

原告人は、本件変更申請が本件各規定の要件に適合しないなどとした原告人の判断は適法であるから、本件指示は違法であるなどと主張している。

3 (1) 法定受託事務に係る都道府県知事の処分についての審査請求に関しては、原則として行政

不服審査法の規定が適用される(同法1条2項)、同法は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に關し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるとの制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とするものである(同条1項)。そして、同法は、52条1項において、審査請求がされた行政庁(以下「審査庁」という。)がした裁決は関係行政庁を拘束する旨を、同条2項において、申請を棄却した処分が裁決で取り消された場合には、処分をした行政庁(以下「処分庁」という。)は、裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない旨を規定しており、これは審査庁が処分庁の上級行政庁であるか否かによつて異なるものではない。その趣旨は、処分庁を含む関係行政庁に裁決の趣旨に従った行動を義務付けることにより、速やかに裁決の内容を実現し、もつて、審査請

求人の権利利益の簡易迅速かつ実効的な救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することにあるものと解される。

そうすると、法定受託事務に係る申請を棄却した都道府県知事の処分について、これを取り消す裁決がされた場合、都道府県知事は、上記裁決の趣旨に従つて、改めて上記申請に対する処分をすべき義務を負うというべきである。仮に、上記裁決がされたにもかかわらず、都道府県知事が上記処分と同一の理由に基づいて上記申請を認容する処分をしないことが許されるとすれば、処分の相手方が不安定な状態に置かれ、紛争の迅速な解決が困難となる事態が生ずることとなり、上記裁決が国と普通地方公共団体との間の紛争処理の対象にならないものとされていること(地方自治法245条3号括弧書き)に照らしても、相当でない。

以上によれば、法定受託事務に係る申請を棄却した都道府県知事の処分がその根拠となる法令の規定に違反するとして、これを取り消す裁決がされた場合において、

都道府県知事が上記処分と同一の理由に基づいて上記申請を認容する処分をしないことは、地方自治法245条の7第1項所定の法令の規定に違反していると認められるものに該当する。

(2) 前記事実関係等によれば、本件裁決は本件変更不承認が本件各規定に違反することを理由として本件変更不承認を取り消したものであるところ、原告人は本件変更不承認と同一の理由に基づいて本件変更承認をしないものといえるから、そのことは地方自治法245条の7第1項所定の法令の規定に違反していると認められるものに該当する。

4 以上のとおりであるから、本件指示は適法であるとした原審の判断は、結論においては認容することができる。論旨は採用することができない。

よつて、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 岡正晶 裁判官 山口厚 裁判官 深山卓也 裁判官 安浪亮介 裁判官 堺徹)